

シンポジウム

地域の自然と生物多様性を 守る条例の作り方

～生物多様性を実効的に保全する方法を考える～

2020年

主催：愛知県弁護士会 共催：中部弁護士会連合会（予定）

2月27日 **木** 13:30-17:30 (13:00開場)

愛知県弁護士会館 5階ホール(名古屋市中区三の丸一丁目4番2号)
地下鉄「丸の内」駅 1番出口より徒歩5分・地下鉄「市役所」駅 6番出口より徒歩7分

COP10から10年が経過しようとしている現在でも、地域環境の保全及び生物多様性保全の進展状況は、地域により様々です。そこで、先進的な地方自治体の例を参照しつつ、生物多様性を実効的に保全するための条例の制定方法及び運用方法を検討します。

第一部

(1)導入報告

生物多様性保全に関連する愛知県内の裁判例と、生物多様性条例の具体例の紹介

(2)基調講演

「生物多様性保全条例の制定上の実務的課題について」

講師：幸田 雅治 氏（神奈川大学法学部教授，弁護士）

「生物多様性保全条例の制定・運用に関する法律上の諸問題について」

講師：北村 喜宣 氏（上智大学法学部地球環境法学科教授）

第二部

パネルディスカッション

導入報告と基調講演の内容を踏まえて、生物多様性の保全のために有効な条例のあり方と、その制定方法及び運用方法について検討します。

パネリスト

幸田 雅治 氏

北村 喜宣 氏

生物多様性保全条例を制定した地方自治体の職員 2名（予定）

コーディネーター

伊東 正裕 氏（愛知県弁護士会所属弁護士）

飯島 吾郎 氏（愛知県弁護士会所属弁護士）

※なお、来場者の方からの質疑応答の時間も予定しております。

お問い合わせ

愛知県弁護士会
名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
TEL: 052-203-4410

どなたでも参加できます。
入場無料・事前申込不要
※ただし定員150名に達し
次第締め切ります。